

西東京市 図書館だより

平成25年(2013年) 1月16日

第48号

中央図書館

西東京市南町5-6-11
042-465-0823

保谷駅前図書館

西東京市東町3-14-30
042-421-3060

芝久保図書館

西東京市芝久保町5-4-48
042-465-9825

谷戸図書館

西東京市谷戸町1-17-2
042-421-4545

柳沢図書館

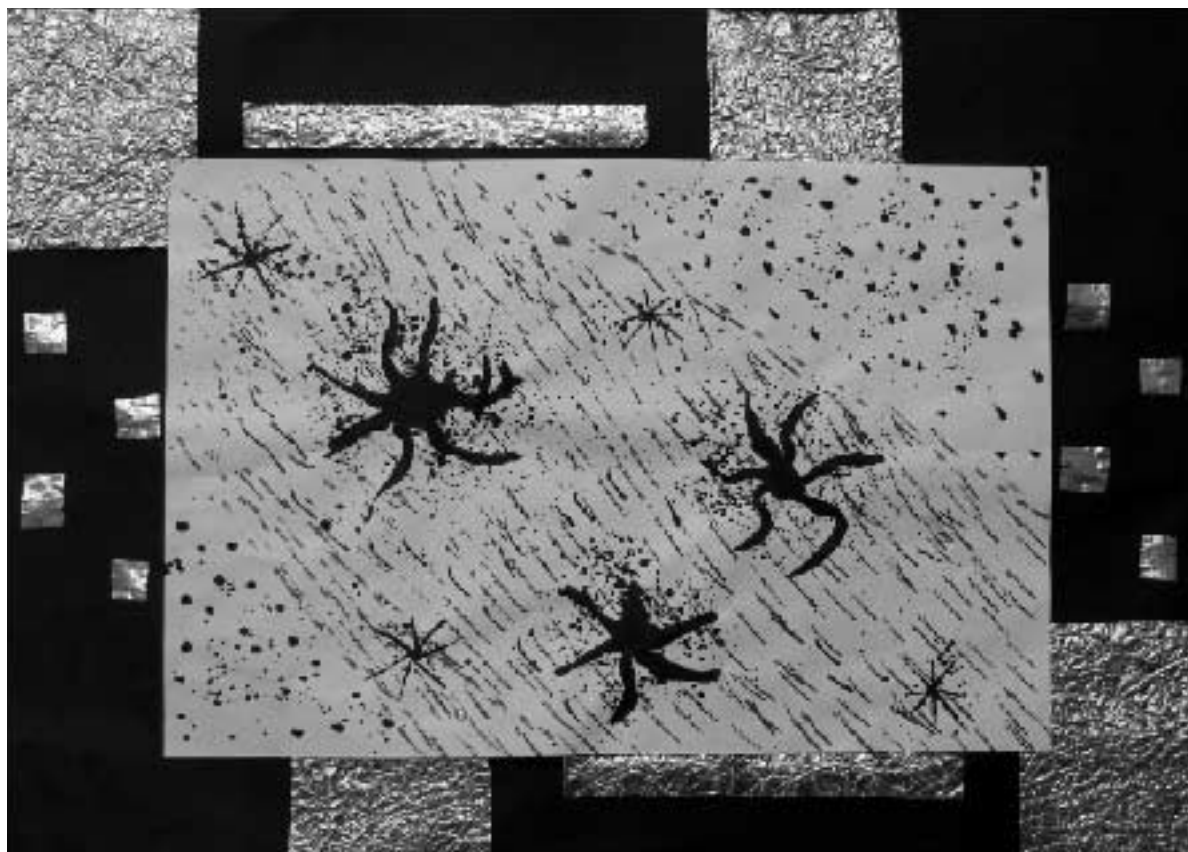
西東京市柳沢1-15-1
042-464-8240

ひばりが丘図書館

西東京市ひばりが丘1-2-1
042-424-0264

編集・発行:西東京市図書館

ホームページアドレス <http://www.library.city.nishitokyo.lg.jp>



柳沢小6年

図書館事業評価を生かして

平成二十二年度から始めた事業評価を今年度も実施しました。対象は平成二十三年度事業です。結果は、図書館職員の自己評価(一次評価)と図書館協議会委員の二次評価をまとめて公開しています。

事業評価は、図書館が社会経済情勢の変化や人口推移、市民要求等を把握して適切なサービスを提供していくために、平成二十年度に策定した「西東京市図書館基本計画・展望計画」に基づき行っています。継続して実施した事業については、前年度と比べて質の向上が見られるか、利用者が望んでいることを把握して行っているか、これからも継続していく必要があるかなど、様々な視点から分析し、評価しています。新規事業についても、必要な事業か、適切に実施したかなどを評価します。

合併後、図書館の利用は増え、幅広い年代の方から多様な要望が寄せられるようになりました。図書館サービスの展開していく上で、優先すべき課題は何か、既存の事業の再構築で課題解決は可能か、新たな事業に取り組む必要があるか等の多角的な検討を行うにあたり、事業評価は大きな役割を担っています。

評価方法も必要に応じて見直しながら、今後も継続して実施していきます。



★声の広報をお届けしています。

お知り合いの方でご希望の方がいらっしゃいましたら
谷戸図書館(☎421-4545)へお問い合わせを

積み重ねて 十回目 ハンディキャップ サービス 利用者交流会

年一回の交流の場

平成十五年度から毎年開催しているハンディキャップサービス利用者交流会は、今回で十回目を迎えました。参加者は、視覚に障がいのある方を中心としたハンディキャップサービスの利用者と『声の広報』・録音図書等の製作や対面朗読を担っている音訳者、図書館担当職員です。利用者から要望をお聞きしたり、利用者と音訳者の親睦を深めたりするよい機会となっています。

現在、ハンディキャップサービスの利用登録をしている方は八十名、音訳者は六十九名です。このうち交流会には、利用者約十数名、音訳者約半数、担当職員三名と、毎年、若干顔ぶれを変えながら五十名前後が参加しています。例年、会場は田無総合福祉センター視聴覚室を利用していましたが、今年度はひばりが丘公民館集会所で行いました。毎回、



今年度の利用者交流会（平成24年11月18日）

「げやき号」（NPO法人移動サポートひらけごま）の協力を得て、利用者の自宅から会場まで車による送迎を行っています。会場では、利用者お一人お一人に、音訳者がガイドヘルパーとして付き添います。

サービスに活かす利用者の声

今まで利用者交流会で寄せられたご意見・ご要望はいろいろあります。『声の広報』は、『広報西東京』等に掲載されている情報を省略しないですべて読んで作成してほしい、『新刊案内』（毎月新刊書をリストアップし

テープで流し、何の音か、何の曲かを当ててもらおうというゲーム方式で盛り上がりました。

毎年、新しい方の参加がある一方で、利用者の高齢化も進んでいます。これからも、利用者のみなさんに元気に参加していただけることを願っています。

ご存知ですか？ 図書館の複写サービス

著作権法に基づくサービス

著作物を複製する権利「複製権」は著作者が専有しますが、その権利を制限し、第三者が複製することを認めている場合があります。

図書館は、複製権を与えられていませんが、著作権法第三十一条に基づき、一定の条件のもと利用者への資料提供の一環として、著作権者の許諾を得ることなく図書館資料の複製を行うことができます。著作権法第三十一条一号に、複製できる場合の一つとして、「利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するため」に、公表された著作物の一部分の複製物を一人につき一部提供する場合とあります。図書館では、これに基づいて複写サービスを行っています。複製が認められる「著作物の一部

分」とは一著作物の半分以下と解釈されています。西東京市図書館では、平成十三年に「西東京市図書館複写サービス取扱要綱」を定め、具体的な複写範囲についても、著作権情報センターや日本図書館協会、全国公共図書館協会などの見解や出版社等への確認に基づいた基準を示しています。資料形態の多様化や複写機器の変化等に対応できるように、今後も見直しを行ってまいります。

複写サービスを利用するには

館内のコピー機で複写してください。お一人につき一部が原則です。複写前に「複写申込書」に資料名・複写範囲・氏名をご記入のうえ、提出してください。職員が内容を確認させていただきます。なお、複写範囲が不明確な場合は、

て内容を紹介）は、読み応えのある本なのか、軽い内容の本なのか知りたいため、ページ数を入れてほしい、「お店の紹介などの地域の情報がほしい」など、サービスの充実に活かしてきただけのものもあります。平成十八年度からは要望に応じて、『声の広報』などでとりあげられない情報（お店紹介・グルメ情報・福祉に関するイベントや情報など）をまとめた『情報テープ』を毎月発行することになりました。

関係機関とのつながりを大切に

今年度は、『声の広報』の関係者の参加もありました。『声の広報』は、『広報西東京』をはじめ、市内全戸に配布する市の広報類の内容をすべてテープに録音したもので、配布日と同じ日に各利用者へ郵送で届けています。事前にグラ刷りの原稿をいただいで、読み方の確認をし、録音・ダビングしてテープを作成しますが、市役所各部署や関係機関の担当者の協力がなければ発行日に提供することはでき



デイジーの作成 ～パソコンを使って録音します～

申込書を記入される前に職員にご相談ください。貴重資料や破損・劣化が激しい資料等は、保存のため複写をお断りする場合があります。

よくある質問

◆どのような本でも一冊の半分までは複写できますか？

◎ 短編集のように一冊の中に複数の作品がある場合には、各々の作品の半分以下となります。

◎ 絵画や写真は、作品の一部分の複製では著作権法第二十条に定められた同一性保持権に抵触するため、複写はできません。ただし、本文中にある挿絵等が複写範囲に含まれる場合、全著作物の一部分であれば複写可能です。

◎ 地図帳については、個々の地図の半分以下、住宅地図は見開き二ページの半分以下となります。

◆ 国土地理院の地形図の場合は？
◎ 測量法により全面を複写できません。

◆ 新聞を複写できる範囲は？
◎ 当日の新聞は各記事の半分以下です。前日までの新聞は各記事の全文を複写できます。ただし、全紙面の半分以下です。

◆ 雑誌を複写できる範囲は？
◎ 雑誌最新号は各記事の半分以下です。ただし、「会社四季報」「日経会社情報」の複写はできません。

バックナンバーは各記事の全文を複写できます。ただし、一冊の半分以下です。

◆ CDの歌詞カードは複写できますか？
◎ CDの歌詞カード・解説書・ジャケットは複写できません。ただし、内容曲一覧は全て複写できます。

◆ なぜ複写申込書を提出しなければならないのですか？署名がいるのはなぜですか？
◎ 複製する図書館資料の内容と範囲を確認するためです。同時に、署名により著作権法の規定を厳守することに同意していただいたことを確認しています。ただし、著作権保護期間が経過している資料や、国や市の告示など保護されない著作物については、図書館資料の複写数の統計をとる必要があるため申込書を記入していただいているので、署名は必要ありません。

◆ どうしても全部の複写が必要で
す。半分以下の複写を二回に分けて行い、結果的に全部を複写することはできますか？
◎ 著作権法で認められていません。ただし、ご自身で著作権者に許諾を得て、その旨を図書館に示していただければ可能となります。



わが家は、パパ、ママ、子ども二人の四大家族です。そして、西東京市図書館のヘビーユーザーです。おもに柳沢図書館を利用して、本を返しに行くついでに、面白そうな本があると、ついつい借りてきてしまうので、常時三十冊以上は、図書館の本がわが家にあります。絵本などは、あつという間に読んでしまうので、何十冊も借りてしまいます。

自分の読みたい本は、子ども連れで行くと探す余裕がないので、インターネットで検索し予約をしてから取りに行き、家事・育児のすきま時間に読みます。パパも、インターネットで予約をし、休みの日に、まとめて取りに行っています。図書館で本を借りることは、わが家では生活の一部になっています。

そんな中、子どもの心に一冊の絵本が印象に残ったらしく、私に聞いてきます。日本神話にでてくるヤマトタケルの話です。インターネットで検索しても、小さな子どもにわかるように書かれた本は、



自分では、見つけることができません。漠然と、柳沢図書館の方に相談したところ、何冊か探し出し、他の図書館にあった本を予約してくれました。その本をきっかけに、しばらくの間、日本神話に親子で夢中になりました。その後、子どもの興味は、妖怪、おぼけ、落語などに移っていき、好奇心はつきないようです。

そのうち自分も読んだ本を子どもたちも読み、気持ち語りあえる日がくるとうれしいなあ、と思います。絶版になった本でも、有名でない本でも、本屋さんがない本でも、きつと図書館なら大丈夫。探してくれませう。

親として、子どもたちには本を通して想像豊かに、人の気持ちがわかる人になって欲しいと願っています。本のある環境が身近にあるってよかったです。一人、三十冊も借りられる図書館に感謝です。

これからも、わが家と図書館とおつきあいはずっと続いていきそうです。

平成二十三年 図書館事業評価の概要

事業計画に基づき、平成二十三年度の図書館事業評価を行いました。成人・児童・地域行政資料・レファレンス・ハンディキャップの各サービスや情報システム、図書館資料の収集と保存等、全十七項目について、図書館内での自己評価(一次評価)を行ったうえで図書館協議会に数値指標と一次評価結果を提出し、二次評価を受けました。

結果については、一次評価と二次評価をまとめて館内に掲示してあります。また、図書館ホームページでも公開しています。

二次評価では、次の事業について、おおむね高い評価を受けました。

①書架の耐震化工事について、「利用者には安心して来館することができ、安心安全な環境づくりに迅速に対応している」と評価。

②情報システムの整備で中央図書館に予約棚システムを導入したことについては、「低コストでの構築と高い利用実績を評価したい」という評価。

③第2期子ども読書活動推進計画作成にともなう記念事業の実施と、小中学生のための本のリストの作成については、「記念事業を市民と協働で実施できたことは評価できる」「リストの作成によって子ども

たちの本に対する関心がさらに深まることを期待される」と評価。

④ヤングアダルトサービスでヤングアダルト世代と広報誌「CATCH」の共同編集を始めたことについて、「共同編集者が参加した事は大いに評価できる。定着させていくことで今後のYAサービスへの反映に期待する」と評価。

⑤ハンディキャップサービスにおけるデイジー図書の数増加と、「情報テープ」のデイジーでの提供については、「広報物での初めてのデイジー図書の提供を評価する」「広報西東京は全戸に配布されるので、ハンディキャップをもっている人たちに必要不可欠のサービスといえる」と評価。

二次評価では、課題や検討事項についても、ご指摘いただきました。今後の図書館事業に活用していきます。

編集後記

「FM西東京」で本の紹介をした後、宅配で利用者の自宅へ本を届けると、「さっきの放送聞いていましたよ」と言われました。視覚に障がいのある方にとってラジオは重要な情報源であると改めて感じました。図書館の利用者の中でハンディキャップサービスの登録者は一握りですが、その分きめ細かい対応で情報格差をなくしていければいいなあと思います。